

神奈川大学経済学会会則

制定 1965年 4月 1日

改正 2002年11月 8日

2004年 2月18日

2005年 2月16日

2009年 5月13日

〔沿革〕 経済学会は 1950 年に設立された商経法学会を前身とし、1965 年 4 月に法経学部が法学部・経済学部へ改組されたことにともなって、あらたに経済学会として発足した自主的研究団体である。

第 1 条 〔名称〕 本学会は、神奈川大学経済学会と称し、事務局を経済学部内におく。

第 2 条 〔目的〕 本学会は、経済学部の教員・学生の研究および研究を通じた教育活動を支援することを目的とする。

第 3 条 〔会員〕 本学会は、次の会員をもって組織する。

1. 経済学部の教授・准教授・助教・特任教員・助手、これを教員会員と呼ぶ。
2. 経済学部および第二経済学部の在学学生。
3. 大学院経済学研究科に在籍する大学院生。この 2 と 3 を学生会員と呼ぶ。

第 4 条 〔事業〕 本学会は、会の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

1. 年 4 回定期的に機関誌『商経論叢』を発行する。
2. 学生会員から懸賞論文を募集し、『かながわ論叢』を発行する。
3. 「経済学会ニュース」を定期的に発行する。
4. 教員会員の主催する研究会・講演会に対して、後援の立場で助成をおこなう。
5. 教員会員の研究・調査の成果の刊行に対して助成をおこなう。
6. 学内外の学会・機関と協力して研究の交流をはかる。
7. その他本学会の目的を達成するために必要な事業をおこなう。

第 5 条 〔会員の権利〕 会員は本学会の機関誌その他の刊行物を受けとり、講演会・研究会に出席することができる。

第 6 条 〔会費〕 会員は別に定める内規にもとづき、会費を納めなければならない。

第 7 条 〔運営〕 本学会の運営は教員会員が担当する。教員会員は学生会員の信託に応じて、会の活動・財政運営を適切に進めるよう努めなければならない。

第 8 条 〔役員〕 本学会の運営のため、次の役員をおく。

1. 会長 本学会を代表し会務を統括する。会長は教員会員の選挙により選出される。
2. 常任委員 会務を分担して執行にあたる。常任委員は会長が学部長と協議の上、教員会員の中より任命する。
3. 常任委員会 会長と常任委員は常任委員会を組織し、会の運営にあたる。
4. 監事 本学会の会計を監査する。監事は 2 名とし、教員会員の選挙により選出される。

第 9 条 〔役員任期〕 役員任期は 2 年とし、再選することはできない。常任委員は毎年半数交代とする。

第 10 条 〔教員会員総会〕 本学会は前期・後期 2 回の教員会員総会を開き、事業計画と予算および活動の総括と決算を審議する。会長は必要に応じて臨時教員会員総会を招集することができる。

第 11 条 〔会計年度〕 本学会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 12 条 〔会則の改正〕 本会則の改正は、教員会員の半数以上の出席による教員会員総会の決議によりおこなう。

付 則 本会則は、2009 年 5 月 13 日から施行する。